

神奈川県私立高校生等奨学給付金【通常給付】のお知らせ (高等学校等専攻科の生徒向け)

- ・ 神奈川県では、私立高等学校等専攻科の生徒の生計維持者(※)の**授業料以外の教育費の負担を軽減**するため、**返済不要**の「神奈川県私立高校生等奨学給付金」を支給しています。
 - ・ この制度は、授業料の負担を軽減する「専攻科支援金」とは別の制度です。
 - ・ 対象となる方は忘れずに御申請ください。
- (※) 生計維持者は原則、父母2名(父母の離婚等により、父母の一方と別生計の場合は、同一生計の父又は母1名)を指します。

1 給付を受けることができる方 <次の①～③の要件をすべて満たす世帯>

- ① **令和7年7月1日現在、生計維持者が神奈川県内に在住していること**
 - 生計維持者が1人でも海外在住の場合は支給対象外となります。
- ② **以下の世帯区分のいずれかに該当すること**
 - 生計維持者全員の令和7年度の県民税・市町村民税(以下、「住民税」という。)所得割額の合計額が0円(非課税)の世帯(以下「非課税世帯」という。)であること。
 - ・ 海外赴任等で日本国内に住所を有しないため非課税である場合は対象外となります。
 - 生計維持者全員の令和7年度の住民税所得割額の合計額が105,500円未満の世帯であること。
 - 生計維持者全員の令和7年度の住民税所得割額の合計額が264,500円未満の多子世帯(※)であること。

(※) 多子世帯…扶養する子が3人以上いる世帯
- ③ **令和7年7月1日現在、生徒が私立高等学校等専攻科(※)に在学していること**
 - 生徒が専攻科支援金の受給資格を有していること。

(※) 特別支援学校の専攻科は対象外

2 支給単価 <世帯区分により支給単価が異なります>

- 対象となる生徒1人当たりの支給単価(年額)

世帯区分	生計維持者全員の住民税所得割の合算額(※1)	支給単価
非課税世帯	0円	52,100円
年収約380万円未満(※2)世帯	105,500円未満	10,420円
年収約600万円未満(※2)の多子世帯(※3)	264,500円未満	

(※1) 父母の合計額です

(※2) 年収はあくまで目安です

(※3) 多子世帯は、扶養する子が3人以上いる世帯です

3 提出期限・提出先 <提出期限後は申請を受付できません>

○ 提出期限 令和7年11月14日（金）まで

○ 提出先 〒 231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部
私学振興課 奨学給付金担当

- ・ 郵送により提出してください。
- ・ 提出期限日の消印有効ですが、時間に余裕を持って提出してください。
- ・ 個人情報保護の関係上、電話での到着確認にはお答えできません。特定記録などで送付するなど、お手元に記録の残る方法でお送りいただくことを推奨いたします。

4 支給時期

令和7年9月16日頃～令和8年2月27日頃を予定しています。

- ・ 申請された時期により支給時期は異なります。
- ・ 申請時に御指定いただいた口座に神奈川県から直接振り込みます。
- ・ 支給に先立ち、支給決定通知書または不支給決定通知書を神奈川県から送付します。
- ・ 期限までに申請されても書類に不備があった場合は、不支給になることがあります。

<支給時期（予定）>

	県への提出日（消印日で判断）	振込予定日
①	7月15日（火）まで	9月16日（火）頃
②	9月8日（月）まで	12月12日（金）頃
③	11月14日（金）まで	2月27日（金）頃

5 提出書類 <提出前に漏れがないことを十分に確認してください>

- ・ **申請に必要な書類等の詳細は、神奈川県ホームページを御確認ください。**

（申請書等もすべて神奈川県ホームページから入手できます）

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhsien/syougakukyuhukinn.html>

（県ホームページ）



6 問合せ先（神奈川県）

神奈川県 私学振興課 助成グループ

電話 045-210-3793（直通）

（8：30～12：00、13：00～17：15（土・日・祝日、年末年始を除く））